

5 維持管理

5. 維持管理

5. 1 維持管理

給水装置の的確な維持管理は、供給水の保全に重大な影響を与えるため、水を汚染し、又は漏水のないよう随時又は定期的に行うこと。

5. 2 更生工事

- 1 更生工事にて施工する給水装置は、水道法施行令第6条に規定する「給水装置の構造及び材質の基準」に適合しているものでなければならない。
- 2 更生工事の施行に伴い一時撤去した量水器は、責任を持って保管し、工事完成後、原形に復元すること。

5. 3 修繕工事

Ⅲ給水装置工事施行基準 4 修繕工事 4. 1 修繕工事参照